

# 第 3 7 回議会運営委員会記録

令和 5 年 2 月 2 2 日

【開催日】 令和5年2月22日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時19分～午後1時42分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹	副議長	中村 博行
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

局長	河口 修司	局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	庶務調査係長	田中 洋子
議事係書記	若野 みちる		

【付議事項】

1 令和5年第1回（3月）定例会に関する事項について

- (1) 一般質問の通告者について・・・資料1
- (2) 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について  
・議員提出議案の案・・・資料2
- (3) 議事日程変更案について
- (4) その他

---

午後1時19分 開会

---

大井淳一朗委員長 それでは、ただいまより第37回議会運営委員会を開会し

ます。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほど、よろしく申し上げます。まず初めに、付議事項 1 点目、令和 5 年第 1 回（3 月）定例会に関する事項についてです。（1）一般質問の通告者についてです。申し上げます。

中村議会事務局主査兼議事係長 先ほど正午で通告締切りを迎えまして、資料 1 にありますとおり、9 人の議員から一般質問の通告が出されました。今ここに示しているものは案になります。9 人ですので、これまでの通例ですと初日 4 人、2 日目 3 人、3 日目 2 人となります。2 日木曜日が 9 時 30 分から、長谷川議員、大井議員、吉永議員、矢田議員、3 日金曜日 9 時 30 分から、中島議員、笹木議員、岡山議員、6 日月曜日 9 時 30 分から、藤岡議員、山田議員という案を示しております。御協議ください。よろしく申し上げます。

大井淳一郎委員長 ただいま資料 1 にありますように、一般通告質問の通告者が 9 人ということで、このような割り振りになっておりますが、よろしいですか。

伊場勇委員 慣例でこういったことがあったのかなと思うんですが、4 人、4 人、1 人にしない理由が、何かあったんですか、事務局で。理解しているところがあればお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 取決めは何もありません。

伊場勇委員 最終日に 1 人というよりも、2 人にしたほうが、バランスがいいのかなと思いますので、4 人、3 人、2 人でいいかなと思います。

笹木慶之委員 一応聞いてみますが、初日 4 人となっておりますけど、例えば 3 人ずつというのは、考えられませんかでしょうか。

大井淳一郎委員長　どうぞ、一応通告、申し合わせ事項の内容も踏まえて言われたらと。

中村議会事務局主査兼議事係長　申し合わせ事項82、便覧をお持ちでしたら192ページになります。一般質問の人数は、原則として1日4人とするという規定のみです。今は、これ以下を想定して振り分けているものと思います。

笹木慶之委員　厄介にしちゃいけません、そうなるよね、例えば4人、4人、1人になるんじゃないですか。それをそのまま読めば。

大井淳一郎委員長　はい、もちろんそういう考え方もあるんですが、先ほど伊場委員が言われたように、最終日に1人だけというのは、（「いびつか」と呼ぶ者あり）いびつというか、それだけのために、議員22人そろうのもどうかというところもあると思うんですよ。それでこのようにバランスを取らせていただいたのと、最終日を2人にすることで午後が空きますし、後で協議する内容とも絡みますので、4人、3人、2人がベストかなと考え、事務局と協議してこの案を出させていただいた次第です。（「はい、それ以上はありません」と呼ぶ者あり）すみません、よろしくをお願いします。でも、こうやって協議することはいいことですので、ありがとうございます。では、今、資料1にあるとおりの案を進めていきたいと思います。よろしくをお願いします。それでは、(2)山陽小野田市議会委員会条例の一部改正についてです。

中村議会事務局主査兼議事係長　資料2を御覧ください。改正の理由の説明まで含めると4ページまであります。前回までの議会運営委員会において御説明を既にしましたので、そこは省きます。それに基づいて、議員提出議案の案をここに提示しています。全議員にまだお伝えしていませんが、案件から判断して、現在全議員一致の議案になるであろうということで、提出者を副議長、賛成者を議会運営委員会の委員の皆様の

連名にして出しております。改正の内容としてはもう説明しましたが、企画部が、企画部と協創部に変わることに、それと、委員会の同一性の変更があることから経過措置を設けていること、そして、施行期日を可決された場合、その後の4月1日からの対応というものになっています。これが2ページまでです。3ページはそれが分かりやすくなるように新旧対照表で表示しています。4ページは改正の理由になります。これは、これまでの委員会条例の改正のときと文言を変えておりません。組織条例が改正されたことに伴うものということで理由を掲載しております。以上です。

大井淳一郎委員長 事務局から報告がありましたが、皆さんで確認したいことがありますでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（発言する者あり）どうぞ。

笹木慶之委員 関連でお聞きしますけど、例えば、3月議会の一般質問があるじゃないですか。4月以降はこの組織条例によって変わってくるけれども、現在については、つまり3月の一般質問は原課の答弁になりますよね。いびつなことになるけどね。だから、事業を展開するのは新たなところだけれども、答弁については致し方ないわけよね。一応確認しておきます。

大井淳一郎委員長 笹木委員の言わんとするところは、例えば、RMOとか新規事業とかが出ています。予算審査は民生福祉常任委員会がやるけれども、この条例が通れば、4月以降のその後の進捗状況、特に決算のときは総務文教常任委員会が対応することになります。これも、やはり協創部自体が4月1日から始動となりますので、委員会の対応とすれば3月までは現行のままになろうかと思えます。おっしゃることはよく分かります。ただ、これは、各会派からの委員会に委員をそれぞれ割り振っていますので、その辺の連携を取りながら引継ぎをして、議会全体でしっかり対応していくのが望ましいかと思っております。

笹木慶之委員 現象面の一つを見ると、例えば、地域おこし協力隊は総合事務所です。ところが、各課の振り分けはシティセールス課になっているんです。それはシティセールス課になるわけね。総合事務所じゃなしに。その後一部、動いているわけ。

大井淳一郎委員長 これは、地域おこし協力隊が総務文教常任委員会でそのまま対応することになると思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 考え方が2通りあって、現在のことでよ。ただ、その移る事業の審査は、現在はシティセールス課がやるからといっても、両方とも総務文教常任委員会なので、そもそも同じで、そこは一緒ではないかと思えます。

笹木慶之委員 いやいや、一般質問の答弁者のことを聞いているわけです。

中村議会事務局主査兼議事係長 答弁されるのが誰かは分かりませんが、基本は、市長に尋ねて、あとは理事者も答えるので、問題ないのではないかなと思うんですけど、いかがですか。

笹木慶之委員 (聴取不能) 事務所がね。ところが、あそこの担当課はシティセールス課になっているんです。もちろん、市長が答えるとなればそれ以上はないけど、その辺のところについては、もちろん……もうその原則で行くわけですね。一応、確認だけしておきます。

大井淳一郎委員長 いずれにしても、私たちは、市長を答弁者として、通告したら、市長が答弁者を指定します。当然、笹木委員の言われるとおり、うまく答えられないのはよくないですから、適切に答弁される方を多分市長が指定して、その方が対応する。それが地域活性化室長かもしれないし、シティセールス課で対応するかもしれない。それは市長サイ

ドで考えることだと思っております。それでお願いします。委員会条例の一部改正についてはよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、最終日ぐらいですか。案があれば、どうぞ。（発言する者あり）そうか、分かりました。では、条例の一部改正については、オーケーということで、(3)議事日程変更案についての中で説明をお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 では、(1)通告者について、4人、3人、2人と振り分けましたので、これまで提示していた日程のところそのまま入れているのが、3月2日、3日、6日です。そして、7日、8日については、一般質問がなくなりましたので、これまでの慣例どおり休会とさせていただきます。日程変更案を提示しています。それと、(2)で説明しました委員会条例の一部改正については、議案が整いました。議員の皆さんに一度お配りして、恐らく(2)にも関わりますけど、全員協議会で説明することになろうかと思えます。そして、もう一つ、個人情報保護の条例の議論がまだ必要になろうかと思えます。この条例と一緒に最終日に上程してもよろしいのかなと思って、この度は入れておりません。議員の皆さんで、いや、これは2日にすぐ上程しようということであれば少しお時間を頂いて、日程変更案をもう一度作り直します。すみません、そこが調整不足でしたので申し訳ありませんが、御確認いただけたらと思います。

大井淳一郎委員長 私とすれば、先ほどの条例と個人情報保護条例を同一日、つまり本会議の最終日に上程したいと考えております。皆さん、もしそれでよければ。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですね、はい。そのように決定します。あわせて、議事日程変更案について事務局から説明がありましたが、これでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのとおりとします。それでは、(4)その他です。全員協議会等について。

中村議会事務局主査兼議事係長 3月2日木曜日、この日は一般質問が午前9時30分からですので、早いですが午前9時から、議運決定事項の報告

を委員長からお願いします。

大井淳一郎委員長 よろしいですね。（「いいです」と呼ぶ者あり）それでは、その他のその他ですが、実は先般から協議中であり、陳情書が出ております。共産党議員団 2 人に出されている陳情書です。前回、ちょっと改めるべきところを改めた上で、議会運営委員会の中で対応しました。そして、それを受けて、共産党議員団の 2 人に出席要請をしたいと考えておりますが、日にちを指定して、2 人にまた要請をしたいと思っております。先ほどの議事日程変更案を受けて、3 月 6 日の午後が空きました。3 月 6 日の午後、時間も言ったほうがいいですかね、一般質問の時間がちょっと変則的ですので 1 時半を予定ということで、延びたらもうちょっと延びる可能性はありますが決定したいと思っております。この場に 2 人に来ていただいて、いろいろ言っていただくということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように対応したいと思っております。そのほか、皆さんからよろしいですか。

宮本政志副委員長 先ほど一般質問の件ちょっと出たんですけど、申し合わせ事項 77、191 ページに、一般質問の順序というのがありますよね。一般質問の順序は一般質問通告書提出時に抽選を行い、その数字の若番からとすると。その下ね、3 行目から、ただし、会期案を決定する議運までに議員から順番の変更の申出があった場合、変更することが妥当であると正副議長が認めたときは、当該順番を変更できますと。これはもうそのまま受け止めて、つまり、変更することが妥当であると正副議長が認めたら、当該順番を変更する。このままの受け止め方でいいんですよね。それを事務局にお聞きします。

島津議会事務局次長 こちらに書いてあるとおりでと思います。

宮本政志副委員長 その場合、例えば、変更したい人の順番が 4 番とします。4 番の方がこういうことで変更したいんだけどと言って、正副議長がい



いですよと言って、4番が替わったとしたら、そこが空くよね。そこは、繰上げになるわけ。それともそこは空くんですか。繰上げよね。

島津議会事務局次長 抽選を行いと書いてありますので、もうその時点で全て順番は決まっています。したがって、そこからどなたと替わられるかという話になろうかと思います。

宮本政志副委員長 どなたかと替わるがなくて、最後になる可能性もあるということですか。そこをもうちょっとお聞きしたい。僕が4番だったと。順番変更してくださいと申し出て、正副議長に認めてもらったとします。例えば伊場議員と替わりますじゃなくて、最後に行きますよとなったら、そのまま繰上げになるっていう、ケースもいいということですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 私が来てからは、通告後に変更があったこともあるんですけど、そのときは、たまたま最後の方が取下げだったと思います。なので、4番が空いただけなんです。そのときに、5番は2日目になるんで、2日目の方を、前の日に持ってくるとなると、市民の方で、例えば、傍聴されたい方とかもやっぱりいらっしゃるので、そこは替わることで影響の出る方は、なかなか了解し難い案件になってこようかと思います。だから、その場合は4番だけ休みになろうかと思います。なので、相手方の了解があれば、可能であろうというのがさっき島津の説明がまず一つです。1番の方が4番に行きたいっていうと全部上がるとさっき、今言ったまた戻りますけど傍聴の方の可能性があったりするんで、……（発言する者あり）ああ、そうか。

島津議会事務局次長 一応申し合わせ事項上は、会期案を決定する議運までと書いてありますので、傍聴人はまだ、どなたが何番かは分からないわけです。ただ、全体を繰り上げるとなると、全員の順番変更が必要じゃないかと思います。5番が4番になる、6番が5番になることになりまして、全部変えるのであれば、変更は全ての人に関わるから、全ての人

からの申出が必要じゃないかなと思います。例えば最後にやるのであれば、最後の人とその人が替わるのであれば、その人たちの申出があれば大丈夫だと思います。

宮本政志副委員長 最後の方と替わるんじゃないかと、最後の順番に行きますということ、正副議長から認めてもらってもいいということですか。

大井淳一郎委員長 やはり、正副議長が相当と認める基準が、島津次長が言われたように、AさんとBさんが替わるんだったら、お互いが言うんだたらとなるかもしれないけど、Aさんがただ下がるだけだたらみんながずれてしまうので、そうすると多分、私は正副議長ではないですけど、相当性がなく難しいのかなという感覚はあります。もちろんこのケースはまだないので、議長としてはどう思われますか。今の議論を聞いて、もし何かあれば。

高松秀樹議長 宮本議員が言うのは、例えば、今回ですと大井議員がどこに行くという話なんですか。（発言する者あり）ということは、吉永議員、矢田議員、中島議員、笹木議員、岡山議員、藤岡議員、いやいや、だつて4人、3人、2人と決めたんでしょ。ただ、大井議員が最後に行くということは、最初が3人になるからここを4人にしないといけないから、1人ずつずれるじゃないですか。ということは、全員ずれるということですよ。

宮本政志副委員長 そうなんです。今、議長がおっしゃったように、先ほど次長もおっしゃったのはそこなんです。そうすると、この申し合わせ事項からすると、全員が今度は順番が変わっていくということが発生するから、そういった場合は、誰かと替わってもらわないといけませんよと解釈しておいたほうがいいのかなと思ったんです。それとも、みんなが替わるんだたら最後に持っていてもいいかなと。それが曖昧だから、その辺りはどう解釈したらいいんだろうということでお聞きしているん

です。

高松秀樹議長　それを認めると、申し合わせ事項に沿ってくじを引いた意味が全くなくなるので、この運用は、過去に僕も経験あるんですけど、あくまでも相手方がいらっしゃって、その人との同意の下で交代するという意味でしかないと思っています。まず、事務局もそういう運用をするんじゃないかなと思いますよ。

島津議会事務局次長　事務局としても、議長がおっしゃられたような運用であると思っております。

宮本政志副委員長　正副議長が認める時ですから、今の内容で議長からお答えいただいたんで、皆が順番をずらすようなことをしていたら、正副議長としては認めませんよと確認できたんで、いいです。はい、大丈夫です。ありがとうございました。

高松秀樹議長　なかなか面白い質疑があったんですけど、この申し合わせ事項 77に「妥当であると正副議長が認めたときは」とあるじゃないですか。これは、なぜ正副議長なんですか。分かるようだったら教えてほしいなと思って。申し合わせ事項の見直しが必要だと僕が言うのも、こういうところがあるからなんです。副議長には失礼なんですけど、何で正副議長なのかなという気がしています。

島津議会事務局次長　通常、議事日程調整するのは議長の権限になりますけども、なぜここに副議長も入っているのか、その由来を事務局で今は把握しておりません。

大井淳一郎委員長　申し合わせ事項の見直しについては、議長から言われている件であります。これのみならず、ほかの件も踏まえて、見直しを検討していきたいと思います。それでは、以上で、その他のその他について

はありませんか。（「はい、ありません」と呼ぶ者あり）議長はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）副議長もよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局もよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上をもちまして、第37回議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午後1時42分 散会

---

令和5年（2023年）2月22日

議会運営委員長 大井 淳一郎